

○本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 18 日

告示第 109 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本宮市誕生 20 周年を迎えるに当たり、市内団体等が実施する誕生 20 周年を冠する事業(以下「記念事業」という。)に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内で本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成 19 年本宮市規則第 56 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象期間)

第 2 条 補助金の対象となる事業の実施期間(以下「補助対象期間」という。)は、令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす団体(以下「補助対象団体」という。)で、構成員に暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成 24 年本宮市条例第 3 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)がいないこと、又はこれと密接な関係を有しないこと。

- (1) おおむね 5 人以上の構成員で組織されており、団体の構成員のうち、過半数が市内に在住又は在勤していること。
- (2) 企業、法人であり、市内に事業所があること。
- (3) その他、市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第 2 条に規定する補助対象期間内に実施し、かつ、完了する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 誕生 20 周年を記念し、市の活性化及び誕生 20 周年を広く周知する事業
- (2) 「本宮市誕生 20 周年記念」の文言を含む誕生 20 周年を記念する旨をその名称に冠して実施する事業
- (3) 市内で行われる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反する、又は反するおそれがあるもの
- (4) 市のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
- (5) その他、市長が不適当と認める事業

3 第 2 条の規定にかかわらず、各年度における補助金の交付対象となる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 令和 8 年度分 令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 令和 9 年度分 令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで

(補助対象経費及び補助金の額等)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

- 2 補助金の額は、1 団体につき 20 万円を限度とする。
- 3 補助金の交付は、補助対象団体につき 1 回限りとし、補助金の額は、補助対象経費から他補助金等収入(この告示に基づく補助金を除く。)の合計額を差し引いた額の範囲内とする。
- 4 補助金の算出に当たり、算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実施計画)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本宮市誕生 20 周年記念冠事業計画書(様式第 2 号)
 - (2) 収支予算書(様式第 3 号)
 - (3) その他、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助対象期間が複数の会計年度にわたる記念事業(以下「複数年度計画事業」という。)を計画するときは、前項第 1 号の事業計画書及び同項第 2 号の収支予算書において、当該記念事業を次の各号に掲げる区分(以下「年度区分」という。)ごとに作成しなければならない。
- (1) 令和 8 年度分の実施事業(令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 までに行う事業をいう。以下同じ。)
 - (2) 令和 9 年度分の実施事業(令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 までに行う事業をいう。以下同じ。)

(交付決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により複数年度計画事業に係る交付決定を行うときは、それぞれの属する会計年度における予算の範囲内において、年度区分ごとに交付決定を行うものとする。この場合において、令和 9 年度分の実施事業に係る交付決定については、令和 9 年度予算の成立を条件として行うものとする。
- 3 市長は、前 2 項の規定により交付決定をしたときは、本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により、補助金を交付しないものと決定したときは本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金不交付決定通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第 8 条 前条第 3 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助団体」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ本宮市誕生 20 周年記念冠事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 6 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 補助団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかにその理由及び補助事業の進捗状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 第 1 項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助事業の目的達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更又は補助金交付決定額の 30 パーセント未満の減額をいう。

(変更等の承認)

第 9 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、本宮市誕生 20 周年記念冠事業変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第 7 号)により補助団体に通知するものとする。

(実績報告の特例)

第 10 条 補助団体は、補助事業が完了したときは、規則第 13 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度区分の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金実績報告書(様式第 8 号)に本宮市誕生 20 周年記念冠事業実績調書(様式第 9 号)及び収支決算書(様式第 10 号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 令和 8 年度分の実施事業 令和 9 年 3 月 31 日

(2) 令和 9 年度分の実施事業 令和 9 年 11 月 30 日、又は当該補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日のいずれか早い日

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金交付額の確定通知書(様式第 11 号)により補助団体に通知するものとする。

2 前項の規定による額の確定及び精算は、前条各号に掲げる年度区分ごとに行うものとする。

(補助金交付の請求)

第 12 条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金交付請求書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第 13 条 市長は、補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付することが適当であると認めるときは、年度区分ごとに交付決定をした額の範囲内において、概算払をすることが

できる。

- 2 補助団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、本宮市誕生 20 周年記念冠事業補助金概算払請求書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第 14 条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

(帳簿の保存)

第 15 条 補助団体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、完了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 9 月 18 日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和 9 年 10 月 31 日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付決定を受けた補助事業に係る第 8 条(変更等の承認申請)から第 15 条(帳簿の保存)までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第 4 条関係)

経費の種類	主なもの
報償費	講師、出演者等(補助団体の構成員を除く。)-への謝礼等
旅費	講師、出演者等(補助団体の構成員を除く。)-の交通費及び宿泊費
消耗品費	補助事業の実施に必要な文具その他の消耗品等
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷代及びコピー代
通信運搬費	補助事業の実施に係る郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
手数料	振込手数料
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
委託料	専門知識、技術を要する業務や補助事業の一部を外部に委託した費用(補助事業自体の委託は、対象外)
その他	市長が補助事業の実施に不可欠と認める経費

備考

この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適当と認められないものについては、補助対象経費としない。